

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域(二件)……………一
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(三件)……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(五件)……………五
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………五
- 善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課……………五
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………二
- ………(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)……………二
- 平成二十七年における火光利用さば漁業の許可又は起業認可の申請期間等……………三
- ………(産業労働局農林水産部水産課)……………三
- 平成二十七年におけるあじ・さば樺受け網漁業の許可又は起業認可の申請期間等……………三
- ………(同)……………三
- 保安林の指定解除予定……………三
- ………(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 保安林の指定解除……………三
- ………(同)……………三
- 森林法第百八十九条の掲示(二件)……………三
- ………(同)……………三

告示(選)

公 告

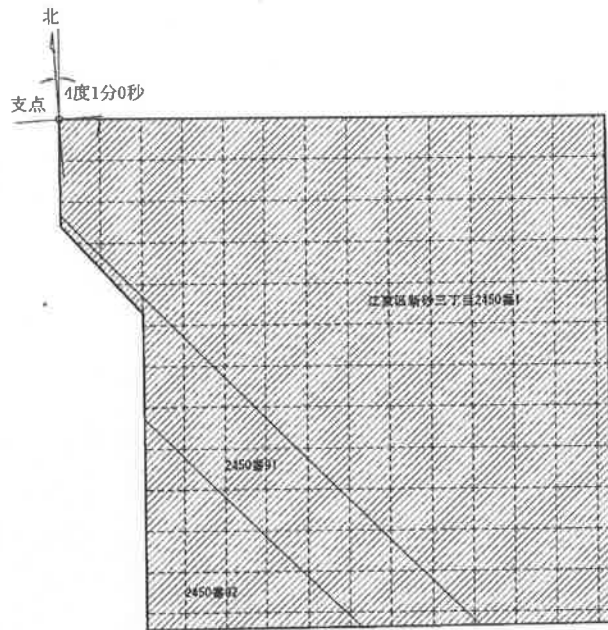
- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体……………四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………四
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………四
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………五
- 東京体育館の休館日の変更……………(同)……………五
- 東京体育館の休館日準備局スポーツ推進部調整課……………六
- 東京体育館の開場時間の変更……………(同)……………六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)……………六
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同)……………七
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………(同)……………七
- 東京武道館の休館日の変更……………(同)……………七
- 東京武道館の開場時間の変更……………(同)……………七
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同)……………八
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同)……………八
- 有明テニスの森公園テニス施設の休館日……………(同)……………八
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………(同)……………八
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更……………(同)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………九
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………九
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………(同)……………二〇
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………二〇
- 平成二十六年九月十九日付東京都公告……………二二

正 誤

告 示

- 東京都告示第千三百四号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
平成二十六年九月二十九日
東京都知事 舛 添 要 一
- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
品川区勝島一丁目二番三十六及び四 平成二十六年九月四日
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)
- 東京都告示第千三百五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。
平成二十六年九月二十九日
東京都知事 舛 添 要 一
- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
板橋区前野町三丁目二十番一、同番 平成二十六年九月五日
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

別 図



【凡例】
 [斜線]: 形質変更時要届出区域
 [点線]: 調査対象地
 [細線]: 単位区画
 [粗線]: 筆境界

【支点】
 支点は、江東区新砂三丁目2450番1の最北端とする。

【格子の回転角度 4度1分0秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区豊洲六丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物
- 三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。

別図

<支点>

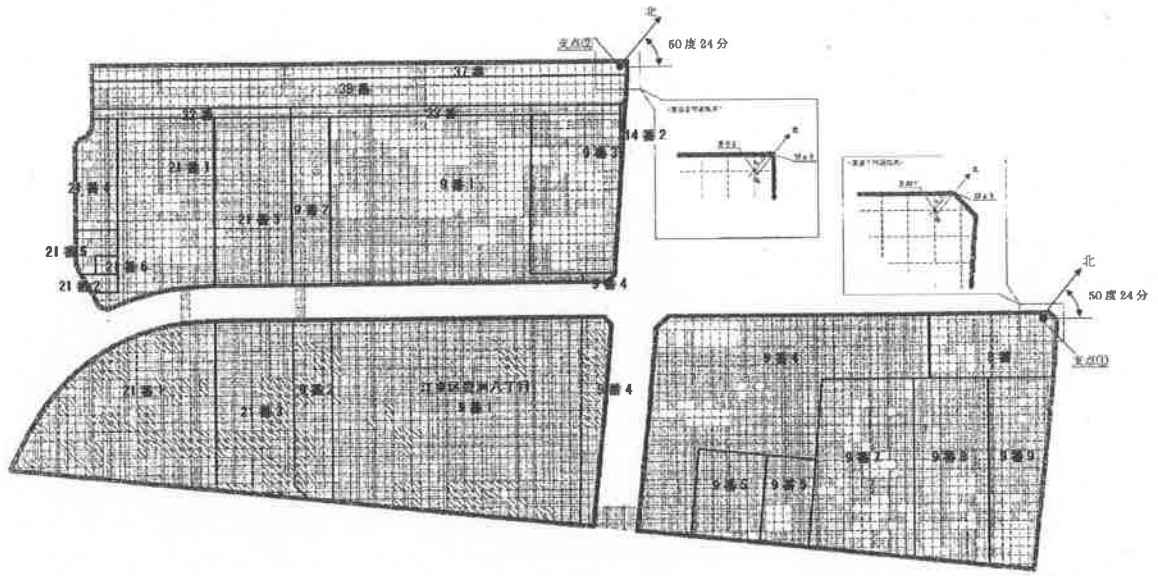
支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびようから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびようから西へ1.8m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度(50度24分)>

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>

- : 調査対象地
- - - : 単位区画
- : 掌境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域のうち規則第五十八条第四項第九号に該当する区域
(この告示により指定する区域)
- ▩ : 形質変更時要届出区域
(平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号、平成25年東京都告示第973号並びに平成26年東京都告示第817号により指定した区域)



●東京都告示第千三百十三号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年九月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(昭島市福島町字武蔵野上及び同市福島町字砂川道下地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物